

2017年2月9日

商品類型 No.109 「タイル・ブロック Version2.7」 の
部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

本基準で対象としている分類の1つに「陶磁器質タイル」があるが、その根拠としている日本工業規格 JIS A 5209「陶磁器質タイル」の名称が ISO 13006「Ceramic tile」の名称に合わせて「セラミックタイル」に改正されたことを受け、グリーン購入法の環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準における特定調達品目の名称も変更された(同基本方針の平成 29 年 2 月 7 日変更閣議決定)。今回、同基本方針との整合を図るべく改定を行うこととした。

2. 改定箇所

以下のとおり、適用範囲の分類名を変更する。(変更：下線(見え消し)部)

—適用範囲—

(1) ~~陶磁器質~~セラミックタイル

「~~陶磁器質~~セラミックタイル」日本工業規格 JIS A 5209 または ISO 13006 「Ceramic tile」の種類区分に該当する製品。

3. 改定日： 2017年4月1日

以上